

平成28年度団体助成金申請要領

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

公益財団法人中国残留孤児援護基金（以下「援護基金」という。）の平成28年度の団体助成金（以下「助成金」という。）を受けようとする団体は、この要領に定めるところにより申請書を提出するものとする。

1 助成金の趣旨

本邦に永住帰国した中国残留孤児等（以下「帰国者等」という。）に対して日本語教育、生活相談等の支援活動を良好に行っている団体に対し、支援活動に係る事業の経費の一部を助成し、もって当該事業の充実、発展を図ることを目的とする。なお、帰国者が高齢化している状況に鑑み、高齢化への対応に富んでいる活動に対して、優先的に助成を行うものとする。

また、本要領に定める団体とは、帰国者等に深い関心と理解を持ち、帰国者等に対する良好な支援活動の実績が相当期間継続して活動している団体又はそれと同等と認められる団体をいう。

2 助成対象事業と基準単価

助成の対象は、本条の(1)から(3)に掲げる事業のいずれかに該当する事業及び経費とする。申請時には本条の(1)から(3)に掲げる基準単価を使用すること。

但し、次のアからウに掲げる経費又は事業は助成の対象外である。

ア 団体の運営に要する人件費等の経費（例：人件費、事務所借上費、光熱水費、消耗品費、団体機関誌等印刷費、電話料金や郵便料金などの通信運搬費）

イ 助成対象事業の実施に要する経費のうち人件費及び飲食費（食材購入費も含む）

ウ 国（厚生労働省等）または地方公共団体（都道府県や市区町村）の委託または補助を受けて申請団体が実施している事業（例1：市役所から委託を受けて申請団体が実施する日本語教室。例2：県庁から補助を受けて申請団体が実施する春節交流会）。

(1) 帰国者等に対する日本語教育に関する事業（上限20万円）

ア 教材費 6か月終了基準で@3,000円×在籍生徒数（年間）
（3か月で終了する場合は上記の半額）

イ 文房具代 @500円×在籍生徒数（年間）

ウ 図書費 1教室10,000円の範囲内で実支出額

エ 教室借上料 ①公共施設は借料の実費相当額
②民間施設は月額賃料を開催日数と利用時間数で除して得た額に開催数を乗じて得た額とし、年間240,000円を上限とする
③団体所有施設は1教室開催当たり500円

オ 交通費 講師1往復当たり1,500円以内。

カ 講師謝金 年間100,000円を上限とする。

(2) 帰国者等に対する生活・就職相談等に関する事業（上限20万円）

ア 会場借上料 年間150,000円を上限とする。

イ 交通費 相談員1往復当たり1,500円以内。

ウ 相談員謝金 年間100,000円を上限とする。

(3) その他、帰国者等の自立の促進及び福祉の向上を図ることを目的とする事業（上限20万円）

ア 会場借上料 年間@150,000円を上限とする。

イ 交通費 1事業につき公共交通手段による場合1人往復1,500円以内。

ウ 講師謝金 年間100,000円を上限とする。

エ バス借上料 年間100,000円を上限とする。

オ 通信運搬費 1事業につき20,000円の範囲内で実支出額。但し、郵便料金や宅配便料金に限る。電話料金（固定電話、携帯電話、テレホンカードなどのすべての電話料金）、タクシー料金、レンタカー料金（多人数を搬送するためのマイクロバス、機材を搬送するための小型トラック等の借り上げは除く）、自家用車に係るガソリン代等の燃料費は不可。その他公私の区別のつかない経費は一切不可。

カ 資料等作成費 100部以下はページ当たり@40円、200部まではページ当たり@30円

キ 墓地管理関係費 連絡諸費を含め月額30,000円以内

3 平成28年度助成金の額

(1) 一団体に対する助成の上限を原則として40万円とする。なお、初めて申請する団体（平成27年度に助成を受けなかった団体も含む）の場合は上限を20万円とする。

(2) ただし、特に活動実績が顕著であり、帰国者等の定着自立に貢献しているものと援護基金理事長が認めた団体には、原則を越える額（上乘せの上限は20万円以内）を助成することができる。

(3) 前(1)(2)項による助成金額の合計が援護基金の予算額を上回る場合は、予算の範囲内にとどまるよう比例配分等により各団体の助成金額を算出した額を助成するものとする。

4 助成を受ける条件

助成を受ける団体は、助成事業の内容・成果について、援護基金に求められた際は援護基金の機関紙に報告記事を掲載する必要がある。

5 助成金の申請

(1) 助成金を申請する団体は、団体助成金交付申請書（様式第1号）、助成事業経費算出内訳（様式第2号）及び助成申請事業計画概要（様式第3号）に所要の事項を記入し提出しなければならない。

(2) 申請にあたっては、当該事業の対象経費に該当するもので、助成を受けようとする経費を明らかにしなければならない。

6 申請書の締切日

申請書類は、この要領に定める様式によって、毎年4月末日までに援護基金へ提出するものとする。

(別添様式第1号～3号及び必要な書類)

7 助成金の決定通知

援護基金は平成28年8月下旬までに助成金支出を決定し、助成事業の内容、助成金額、助成の条件その他必要な事項を申請団体へ通知するものとする。

8 請書の提出

通知を受けた団体は、直ちに助成金の交付に係る事業の実施に関する請書(様式第4号)を援護基金へ提出するものとする。

9 助成金の交付の方法

助成金の交付を受けようとする団体は、団体助成金請求書(様式第5号)を援護基金へ提出するものとする。

10 事業の完了報告書

助成を受けた団体は、事業を完了したとき若しくは廃止(中止を含む。)したときは、その日から起算して30日を経過した日又はその翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、事業完了報告書(様式第6号)と助成対象とした事業の年間の活動が具体的にわかる資料(機関誌、報告書、日誌等)及び会計資料(決算書、台帳、領収書等)を援護基金へ提出するものとする。

期日迄に報告書の提出がない場合は、翌年度以降助成の申請を行えないものとする。

11 事業等の調査

援護基金は、必要に応じて、助成した団体に対して助成事業の進捗状況等の調査を実施するものとする。調査の結果、不適当な助成であったと援護基金が判断した場合は、以後、援護基金は当該団体へ助成しないものとする。

12 助成金の返還

助成額に残額が生じた場合、また、前条に掲げる調査等の結果、団体が第2条の(1)から(3)に掲げる事業及び経費以外のことに援護基金の助成を充てたことが判明した場合、当該団体は援護基金に該当する金額を返還しなければならない。